

(様式第1)

文 書 番 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

流通業務の脱炭素化促進事業費補助金交付申請書

流通業務の脱炭素化促進事業費補助金交付要綱（国総物第89号。以下「交付要綱」という。）第4条第1項の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付要綱の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

記

1. 補助事業の目的及び内容
別紙1 実施計画書の通り
2. 補助事業の開始及び完了予定日
3. 補助事業に要する経費 円
4. 補助対象経費 円
5. 補助金交付申請額 円
6. 補助事業に要する経費（※）、補助対象経費及び補助金の配分額
※別紙2 経費内訳のとおり
7. 同上の金額の算出基礎

(注1) 申請書には、次の事項を記載した書面を添付すること。

1. 申請者の営む主な事業
2. 申請者の資産及び負債に関する事項
3. 補助事業の経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
4. 補助事業の効果
5. 補助事業に関して生ずる収入金に関する事項

6. 申請者の役員等名簿

別紙3 役員名簿のとおり

7. 実施体制図

別紙4 実施体制図のとおり

(注2) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

実施計画書

事業実施代表者	氏 名 役 職 所 在 地 TEL/FAX/E-mail	
事業実施担当者	氏 名 役 職 所 在 地 TEL/FAX/E-mail	
経理責任者	氏 名 役 職 所 在 地 TEL/FAX/E-mail	
事業の主たる 実施場所		
事業の内容	* 間接補助事業の募集から間接補助金の支払までの事業の具体的内容を記載する。	
事業実施のスケジュール	* 「事業の内容」に記載した内容に関するスケジュールを記載する。	

経費内訳

(単位：円)

(1) 補助対象経 費の区分	(2) 補助事業に要 する経費	(3) 補助対象経費の 額 (交付申請額)	(4) 積算内訳	備考
事業費				
事務費				
合 計				

役員名簿（記載例）

氏名カナ	氏名漢字	生年月日				性別	会社名	役職名
		和暦	年	月	日			
コトノ タロウ	国土 太郎	S	30	1	1		株式会社国土	代表取締役社長
コウツウ ジロウ	交通 次郎	S	40	2	2		株式会社国土	常務取締役
コウコウ ハナコ	国交 花子	S	45	3	3		株式会社国土	取締役営業本部長

（注）

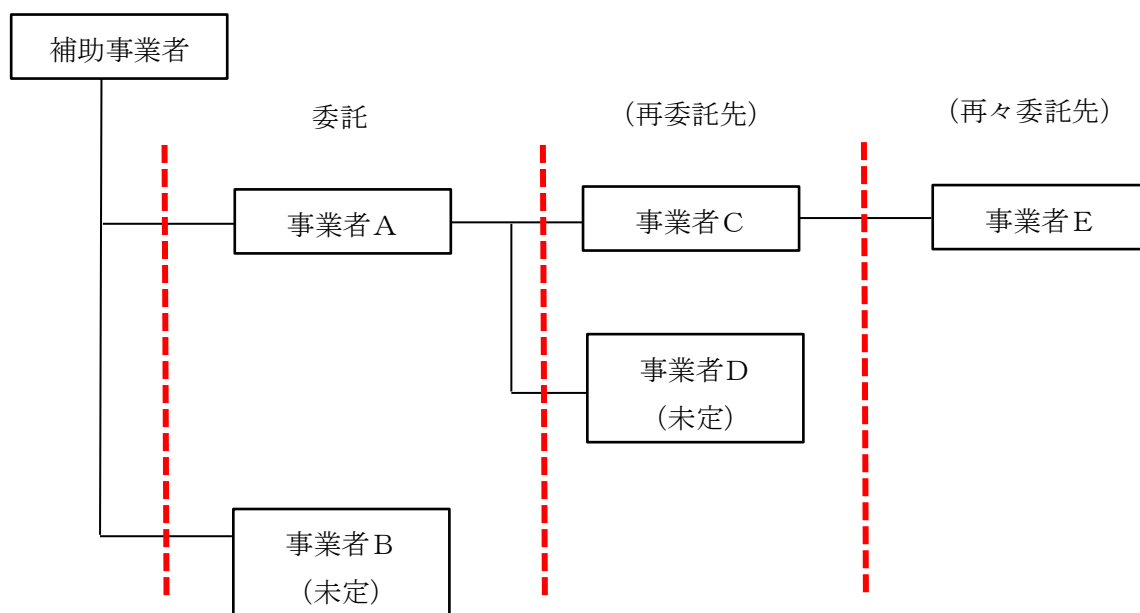
役員名簿については、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で1マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で1マス空け）、生年月日（半角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁半角）、性別（半角で男性はM、女性はF）、会社名及び役職名を記載する。（上記記載例参照）。

また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

実施体制図

実施体制（税込み100万円以上の契約。請負その他委託の形式を問わない。）

事業者名	当社との関係	住所	契約金額(税込み)	業務の範囲
事業者A	委託先	東京都〇〇区・・・・	※算用数字を使用し、円単位で表記	※できる限り詳細に記入のこと
事業者B (未定)	外注先	〃	〃	〃
事業者C	再委託先（事業者Aの委託先）	〃	〃	〃
事業者D (未定) (再委託先)	再委託先（事業者Aの委託先）	〃	〃	〃
事業者E（再々委託先）	再々委託先（事業者Cの委託先）	〃	〃	〃



【実施体制図に記載すべき事項】

- ・補助事業の一部を第三者に委託する場合には、契約先の事業者（税込み100万円以上の取引に限る。）の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額及び業務の範囲
- ・第三者の委託先からさらに委託している場合（再委託などを行っている場合で、税込み100万円以上の取引に限る。）も上記同様に記載のこと。

(様式第2)

文 書 番 号
令和 年 月 日

法人にあつては名称
及び代表者の氏名 殿

国土交通大臣

流通業務の脱炭素化促進事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付け第 号をもって申請のあつた流通業務の脱炭素化促進事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第7条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定したので、適正化法第8条の規定に基づき通知する。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、令和 年 月 日付け第 号で申請のあつた流通業務の脱炭素化促進事業費補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）記載のとおりとする。
2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
補助対象経費	金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
補助金の額	金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。
3. 補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、交付申請書記載のとおりとする。
4. 補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と配分された経費ごとに対応する補助金の額とのいずれか低い額の合計額とする。
5. (補助事業者名) は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び流通業務の脱炭素化促進事業費補助金交付要綱（国総物第 号。以下「交付要綱」という。）の定めるところに従わなければなりません。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。また、間接補助事業者等の不正経理等の防止に万全を期すること。

(1) 適正化法第17条第1項若しくは第2項の規定による交付決定の取消し、第18条第1項の

規定による補助金等の返還又は第19条第1項の規定による加算金の納付

(2) 適正化法第29条から第32条（地方公共団体の場合は第31条）までの規定による罰則

(3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。

(4) 当省の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。

(5) 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表

6. 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとする。

7. (補助事業者名) は、補助事業に従事した時間等を明らかにするため、以下の帳簿等を日々作成しなければならない。

(1) 補助事業に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等

(2) 前号の者ごとにおいて実際に補助事業に従事した時間を証明するに足る帳簿等

(様式第3)

文 書 番 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

流通業務の脱炭素化促進事業費補助金計画変更（等）承認申請書

流通業務の脱炭素化促進事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、計画変更（等）について下記のとおり申請します。

記

1. 変更の内容
2. 変更を必要とする理由
3. 変更が補助事業に及ぼす影響
4. 変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額
(新旧対比)
5. 同上の算出基礎

(注) 中止又は廃止にあつては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。

(様式第4)

文 書 番 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

流通業務の脱炭素化促進事業費補助金事故報告書

流通業務の脱炭素化促進事業費補助金交付要綱第13条の規定に基づき、補助事業の事故について下記のとおり報告します。

記

1. 事故の原因及び内容
2. 事故に係る金額 円
3. 事故に対して採った措置
4. 補助事業の遂行及び完了の予定

(様式第5)

文 書 番 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

流通業務の脱炭素化促進事業費補助金状況報告書

流通業務の脱炭素化促進事業費補助金交付要綱第14条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の遂行状況
2. 補助対象経費の区分別収支概要

(ロ) 経費の内訳 (各経費の配分ごとの実績の内訳を記載)

(注1) 当該年度に財産を取得しているときは、交付要綱第20条第3項の規定に基づき、様式第11による取得財産等管理明細表を添付することとする。

(注2) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額} = \text{補助金額}$$

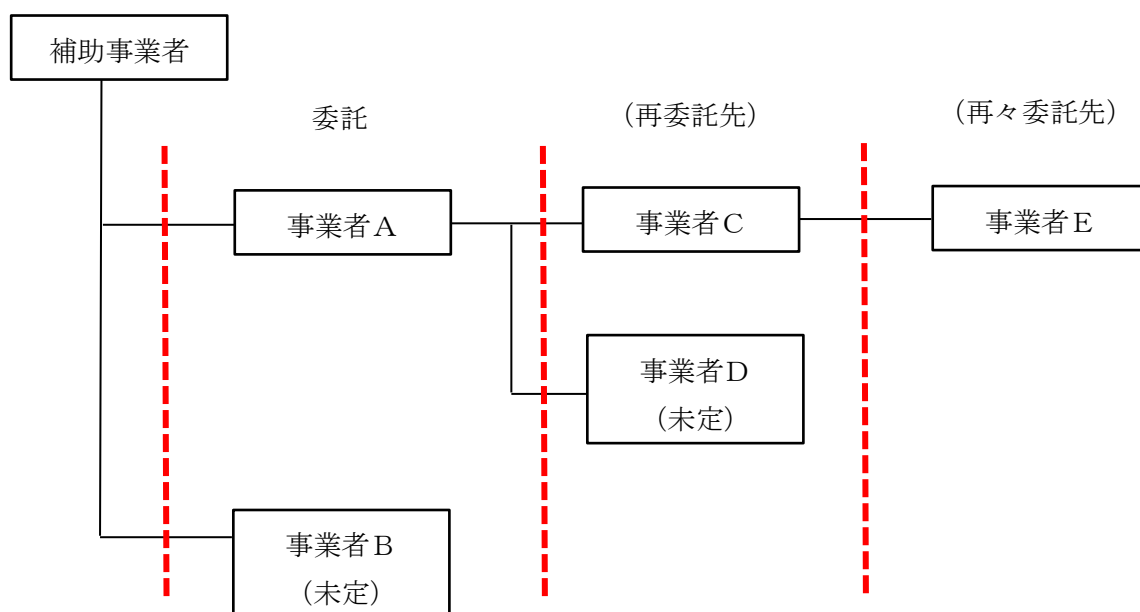
(注3) 支出総括表の流用後交付決定額は、区分間の流用をした場合に流用後の交付決定額を記載することとする。

(注4) 補助事業の一部を第三者に委託をした場合は、最終的な実施体制図を添付すること。

実施体制図

実施体制（税込み100万円以上の契約。請負その他委託の形式を問わない。）

事業者名	当社との関係	住所	契約金額(税込み)	業務の範囲
事業者A	委託先	東京都〇〇区・・・	※算用数字を使用し、円単位で表記	※できる限り詳細に記入のこと
事業者B (未定)	外注先	〃	〃	〃
事業者C	再委託先（事業者Aの委託先）	〃	〃	〃
事業者D (未定) (再委託先)	再委託先（事業者Aの委託先）	〃	〃	〃
事業者E（再々委託先）	再々委託先（事業者Cの委託先）	〃	〃	〃



【実施体制図に記載すべき事項】

- ・補助事業の一部を第三者に委託（請負その他委託の形式を問わない。）した場合については、契約先の事業者（税込み100万円以上の取引に限る。）の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、実績額及び業務の範囲
- ・第三者の委託先からさらに委託している場合（再委託などを行っている場合で、税込み100万円以上の取引に限る。）も上記同様に記載のこと。

(様式第7)

文 書 番 号
令和 年 月 日

法人にあつては名称
及び代表者の氏名 殿

国土交通大臣

流通業務の脱炭素化促進事業費補助金額確定通知書

令和 年 月 日付け第 号をもって実績報告のあつた流通業務の脱炭素化促進事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第15条の規定により、下記のとおり確定したので、通知する。

記

確 定 額 金 円

(超過交付額が生じた場合)

なお、超過交付となつた金 円については、適正化法第18条第2項の規定により令和 年 月 日までに返還することを命ずる。

(様式第8)

文 書 番 号
令和 年 月 日

支出官

国土交通省大臣官房会計課長 殿

補助事業者

住所

氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

流通業務の脱炭素化促進事業費補助金精算（概算）払請求書

流通業務の脱炭素化促進事業費補助金交付要綱第17条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 精算（概算）払請求金額（算用数字を使用すること。） 円
2. 請求金額の算出内訳（概算払の請求をするときに限る。）
3. 概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）
4. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。

（注）概算払の請求をするときには、別紙「概算払請求内訳書」を添付すること。

本件責任者：

氏名：

連絡先：

担当者：

氏名：

連絡先：

(様式第9)

文 書 番 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

令和 年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

流通業務の脱炭素化促進事業費補助金交付要綱第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金額 (交付要綱第16条第1項による額の確定額) 円
2. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円
3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円
4. 補助金返還相当額 (3. - 2.) 円

(注) 別紙として積算の内訳を添付すること。

(様式第10)

取得財産等管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限 期間	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第1号から3号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が本交付要綱第21条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、（ア）不動産、（イ）船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、（ウ）（ア）（イ）に掲げるものの従物、（エ）車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、（オ）無形資産、（カ）開発研究用資産、（キ）その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
5. 処分制限期間は、本交付要綱第21条第2項に定める期間を記載すること。

(様式第 1 1)

取得財産等管理明細表 (令和 年度)

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限 期間	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 (昭和 30 年政令第 255 号) 第 13 条第 1 号から 3 号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が本交付要綱第 21 条第 1 項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、(ア) 不動産、(イ) 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、(ウ) (ア) (イ) に掲げるものの従物、(エ) 車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、(オ) 無形資産、(カ) 開発研究用資産、(キ) その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
5. 処分制限期間は、本交付要綱第 21 条第 2 項に定める期間を記載すること。

(様式第12)

文 書 番 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

流通業務の脱炭素化促進事業費補助金財産処分承認申請書

流通業務の脱炭素化促進事業費補助金交付要綱第21条第3項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 処分の内容

①処分する財産名等（別紙） ※取得財産管理台帳の該当財産部分抜粋等

②処分の内容（有償・無償の別も記載のこと。）及び処分予定日
処分の相手方（住所、氏名又は名称、使用の目的等）

2. 処分理由